

千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書

2024(令和6)年7月

千代田区入札不正行為に関する調査
及び再発防止対策検討委員会

目 次

1 はじめに

2 事件の概要

3 職員アンケート調査結果

4 ヒアリング調査結果

5 現状の取り組みと課題

6 今後の対応策

7 その他(検討委員会の設置・検討会の開催状況・有識者意見)

8 おわりに

1 はじめに

2024(令和6)年1月24日に本区の元区議会議員と元職員が、お茶の水小学校・幼稚園の改築工事に係る入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)違反の容疑で逮捕された。また、同年2月14日に両者は、別の工事案件3件について同様の罪で再逮捕され、さらに、元区議会議員は同年3月9日にあっせん収賄の罪で再逮捕された。その後、両者は、起訴された。

行政の事務執行の中で、最も公正性が求められる業務の一つである入札及び契約業務に関して、区民の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

本区では、今後、このような不祥事を決して起こさせないという区長の指示のもと、同年1月29日、庁内に「入札不正行為に関する調査及び再発防止検討委員会」を設置するとともに、公正・中立な立場から、専門家の意見を伺うため、同年2月7日に「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、現状把握および原因究明、そして再発防止に向けた調査に迅速かつ確実に取り組んできた。

現状把握や原因究明、調査に向けては、まず、管理職および係長級を対象にアンケート調査を実施し、その後、アンケート回答者の中から直接回答を確認する必要性があると判断された職員を抽出して、区委託の弁護士が、ヒアリング調査を実施した。

また、捜査終了を待って、起訴又は書類送検された職員等に、弁護士によるヒアリング調査を実施した。

さらに、同年4月26日、5月13日及び6月13日には元職員の公判が、また、同年6月7日には元区議会議員の公判が開かれており、そこで判明した事実等も本報告書に加えている。

本報告書は、これまでの調査内容や再発防止対策検討委員会での検討内容、有識者会議からの意見等を踏まえて取りまとめたものである。

今後は、本報告書に記載した「再発防止策」の内容に沿った取組を着実に実行することにより、「全ての職員が二度と不祥事を起こさない」という強い決意のもと、再発防止に向けて全庁を挙げて取り組んでいく。

2 事件の概要

(1) 事件の経過

2024(令和6)年1月24日、元区議 A 及び元職員 B(2019(令和元)年度当時、政策経営部行政管理担当部長。2020(令和2)年度当時、区議会事務局長)は、2020(令和2)年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」ほか1件の各制限付き一般競争入札に関し、入札等の公正を害すべき行為を行ったものとして、官製談合防止法違反の疑いで警視庁に逮捕された(2024(令和6)年2月14日付起訴)。

また、同年2月14日、同2名は、2020(令和2)年6月23日に執行予定であった「区立一番町児童館給排水設備他改修工事」ほか2件の各制限付き一般競争入札に関し、入札等の公正を害すべき行為を行ったものとして、官製談合防止法違反の容疑で警視庁に再逮捕された(2024(令和6)年3月6日付追起訴)。

さらに、同年3月9日、元区議 A は、前記「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」ほか1件の各制限付き一般競争入札に関し、元職員 B を介して、契約事務に従事していた職員 C(2020(令和2)年度当時、政策経営部契約課長)及び元職員 D(2019(令和元)年度当時、政策経営部契約課契約係長)らに職務上不正な行為をさせるようあっせんし、同あっせんをしたことに対する謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、業者から現金などの賄賂を收受したものとして、あっせん収賄(刑法第197条の4)の疑いで警視庁に再逮捕された(同年3月29日付追起訴)。

そして、同年4月4日、職員 C、元職員 D、職員 E(2020(令和2)年度当時、政策経営部行政管理担当部長)は、前記「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」ほか4件の各制限付き一般競争入札に関し、入札等の公正を害すべき行為を行ったものとして、官製談合防止法違反の疑いで東京地方検察庁に書類送致された(いずれも同年4月11日付不起訴)。

なお、元区議 A 及び元職員 B については、いずれも公判請求がなされており、職員 B については、懲役1年6月執行猶予3年の判決が確定し、一方の元区議 A については、懲役2年6月執行猶予4年の判決が言い渡された。

(2) 事件の内容

ア 公判で判明した事実(公訴事実の要旨)

元区議 A は、区議会議員を務めていたもの、元職員 B は、区議会事務局長を務めていたものであるが、両名は、①区が 2020(令和2)年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」の制限付き

一般競争入札に関し、政策経営部契約課契約係長として区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を処理する職務に従事していた元職員 D と共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、元区議 A が同年4月3日、都内において、同入札に参加することを予定していた業者 X の取締役に対し、元職員 D から元職員 B を介して入手していた同入札の最低制限価格を推知させる金額等が記載された最低制限価格算出表を、業者 X にファクシミリ送信して前記最低制限価格を推知させる情報を教示し、②同入札に関し、政策経営部契約課長として区が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を指揮監督する職務に従事していた職員 C と共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、元区議 A が、同年4月10日、都内において、同入札に参加していた業者 X の取締役に対し、職員 C から元職員 B を介して入手していた同入札の参加業者数等の情報を記載した電子メールを送信して同参加業者数等の情報を教示し、③区が同年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事」の制限付き一般競争入札に関し、前記職務に従事していた職員 C と共謀の上、同人において前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、元区議 A が、同年4月17日、都内又はその周辺において、同入札に参加していた業者 Y の営業課長に対し、電話で、職員 C から元職員 B を介して入手していた同入札の参加業者数等の情報を教示し、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

また、元区議 A 及び元職員 B は、前記職務に従事していた職員 C らと共謀の上、同年6月23日に執行予定であった「区立一番町児童館給排水設備他改修工事」、同年7月30日に執行予定であった「富士見あんず館給湯器交換工事」及び同年8月3日に執行予定であった「神保町ひまわり館給湯器交換工事」の各制限付き一般競争入札に関し、職員 C らにおいて前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、元区議 A が、同年6月12日頃から同年7月20日頃までの間、3回にわたり、都内において、業者 X の取締役に対し、職員 C らから元職員 B を介して入手していた各入札の参加業者名等の情報を教示し、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

さらに、元区議 A は、同年3月17日頃から同年4月10日頃までの間、業者 X の取締役から、区が同年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・

幼稚園改築空調設備工事」及び「区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事」の各制限付き一般競争入札に関し、順次、秘密事項である最低制限価格及び入札参加業者等の情報を、これらを知りうる立場にある区職員から聞き出してもらいたい旨の請託を受け、いずれもその頃、2018(平成30)年4月1日から 2020(令和2)年3月31日まで区が実施する入札等の契約事務を所掌する政策経営部行政管理担当部長であった元職員 B を介して、同事務に従事していた職員 C 及び元職員 D に対し、各入札の最低制限価格及び入札参加業者数等の情報を教示するよう申し入れて、同人らに職務上不正な行為をさせるようあっせんし、前記取締役から前記あっせんをしたことに対する謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、①同年6月26日、前記取締役から、都内において、現金55,880円及び商品券10万円分の供与を受け、②同年9月11日頃、前記業者 Y の営業課長から同社に支払うべき元区議 A 方に設置した洗面台の工事代金合計167,200円の支払債務の免除を受けて、同金額相当の財産上の利益の供与を受け、もって賄賂を収受した。

イ 区が委託した弁護士によるヒアリング調査結果

元職員の逮捕等の事態を受け、区は弁護士に委託し、本件事件に関係し、または契約事務等に精通した職員等に対して、2024(令和6)年1月から6月にかけてヒアリング調査を実施した。

この中で、起訴・書類送致の対象となった元職員らは、起訴・書類送致の対象となった行為を認めた。

そして、元職員Bの主張によれば、元職員 B が政策経営部行政管理担当部長の職に着任した 2018(平成30)年4月、当時の副区長が、元職員 B に対し、元区議 A から契約に関する問合せがあれば対応するようにとの趣旨が伝えられたとされているが、ヒアリングや関係資料を精査した結果、本件事件に同副区長が具体的に関与したと認めうる事実は確認できなかった。

なお、起訴・書類送致の対象となった事件以外の入札・契約情報に関する秘密情報の漏洩について調査を行った結果、2020(令和2)年度以前については、具体的な事実を特定するまでには至らなかった。他方、2021(令和3)年度以降については、新たに、元職員F(2021(令和3)年度当時、政策経営部長)による、1件の秘密情報の漏洩が発覚した(行為の内容については次項参照)。

ウ サービス監察及び懲戒処分の結果

区長は、2024(令和6)年6月5日、これまでに判明した事実を踏まえ、服務

監察を実施した結果として、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行った。

区分	処分内容	事故の内容
職員 C	停職3月	<p>2020(令和2)年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」及び「区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年4月10日、当時、政策経営部契約課長であった職員Cは、区議会事務局長であった元職員Bの求めに応じ、その職務に反して、同Bに対し、同入札の参加業者数等を教示した。</p> <p>また、2020(令和2)年6月23日に執行予定であった「区立一番町児童館給排水設備他改修工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年6月12日、同Cは、同Bの求めに応じ、その職務に反して、同Bに対し、同入札の参加業者名を教示した。</p> <p>さらに、2020(令和2)年7月30日に執行予定であった「富士見あんず館給湯器交換工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年7月13日、同Cは、同Bの求めに応じ、その職務に反して、同Bに対し、同入札の参加業者名を教示した。</p>
職員 E	停職2月	<p>2020(令和2)年8月3日に執行予定であった「神保町ひまわり館給湯器交換工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年7月20日、当時、政策経営部行政管理担当部長であった職員Eは、区議会事務局長であった元職員Bの求めに応じ、その職務に反して、同Bに対し、同入札の参加業者名を教示した。</p>

なお、既に退職した元職員2名については、地方公務員法上、もはや懲戒処分を行うことはできないが、同2名については、区として以下のとおりの処分相

当であったと判断し、同2名にこれを伝達したところ、同2名からは処分相当額の給与の自主返納を行いたい旨の申し出があった。

区分	処分相当内容	事故の内容
元職員 D	停職5日相当	2020(令和2)年5月20日に執行予定であった「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年3月31日、当時、政策経営部契約課契約係長であった元職員 D は、政策経営部行政管理担当部長であった元職員 B の指示に応じ、その職務に反して、同 B に対し、同入札の最低制限価格を推知させる情報を教示した。
元職員 F	停職1月相当	2021(令和3)年6月8日に執行予定であった「区立番町小学校ボイラー改修工事」の制限付き一般競争入札に関し、同年5月26日、当時、政策経営部長であった元職員 F は、区議会議員であった元区議 A の求めに応じ、その職務に反して、同 A に対し、同入札の参加業者名を教示した。

なお、元職員 B については、公判が終了したことから、今後、司法の判断を踏まえ必要な対応を行っていく。

工 秘密情報の教示が確認された入札の一覧

区分	執行日	入札件名	教示された秘密情報	関係者
1	2020 (令和2)年 5月20日	区立お茶の水小学校・ 幼稚園改築空調設備 工事	入札参加業者数等 最低制限価格を推 知させる情報	元区議A 元職員B 職員C ^(※) 元職員D ^(※)
2	2020 (令和2)年 5月20日	区立お茶の水小学校・ 幼稚園改築給排水衛 生設備工事	入札参加業者数等	元区議A 元職員B 職員C

区分	執行日	入札件名	教示された 秘密情報	関係者
3	2020 (令和2)年 6月23日	区立一番町児童館給 排水設備他改修工事	入札参加業者名	元区議A 元職員B 職員C
4	2020 (令和2)年 7月30日	富士見あんず館給湯器 交換工事	入札参加業者名	元区議A 元職員B 職員C
5	2020 (令和2)年 8月3日	神保町ひまわり館給湯 器交換工事	入札参加業者名	元区議A 元職員B 職員E
6	2021 (令和3)年 6月8日	区立番町小学校ボイラ ー改修工事	入札参加業者名	元区議A 元職員F

※ 職員 C は入札参加業者数等に関する情報のみ、元職員 D は最低制限価格を推知させる情報のみに関与

(3) 事件発覚後の区への対応

日付	主な対応
2024(令和6)年 1月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・元区職員の逮捕判明 ※官製談合防止法違反容疑 ・全職員に向け、副区長名で「職員の綱紀粛正について(依命通達)」を发出 ・区HPに「元区議会議員と元区職員が逮捕されたことについて」を公表 ・警視庁が区役所に家宅捜索、関係書類押収
1月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職、全部長級職員等による検討体制確認のための会議で「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)(庁内組織)の設置を決定 【設置目的】 元区職員が逮捕されたことを受け、庁内で当該行為の原因を究明するとともに同様の行為の再発防止を目指し、課題の抽出と具体的な対策を検討するため 【検討課題】 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約制度に関すること ② 職員倫理に関すること ③ 職員と、議員や上司、業者等利害関係者との関わり方に関すること

日 付	主 な 対 応
1月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会全員協議会で検討委員会の設置及び第三者機関である「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の設置検討について説明 ・予算記者会見で検討委員会の設置及び有識者会議の設置検討について説明
2月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに「再発防止対策検討委員会を設置しました」を公表
2月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討委員会開催 ・有識者会議の設置
2月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに「再発防止対策有識者会議を設置しました」を公表 ・第1回有識者会議開催
2月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに第1回有識者会議議事概要を公表
2月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに「元区議会議員と元職員が再逮捕されたことについて」を公表
2月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職、全部長級職員等に対し、これまでの経過説明とともに、アンケートの対象者(管理職・係長級職員)・実施時期(2月19日(月)予定)、ヒアリングの対象(アンケート回答者から抽出等)を確認
2月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査の実施(2月29日(木)までを予定)
3月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに「元区議会議員が再逮捕されたことについて」を公表
3月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報千代田3月20日号(一面で「元千代田区議会議員と元職員が逮捕されたことについて」を掲載)を発行
4月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に向け、副区長名で「職員の綱紀粛正について(依命通達)」を発出 ・区HPに「職員等の書類送検について」を公表
4月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・区HPに「職員等の不起訴処分について」を公表
4月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会開催
5月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回有識者会議開催
6月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する懲戒処分の実施 ・全職員に向け、政策経営部行政管理担当部長名で「服務規律の確保について(通知)」を発出 ・区HPに「官製談合防止法違反により職員を懲戒処分」を公表

日 付	主 な 対 応
6月12日(水)	・区HPに「入札不正行為に係る指名停止について」を公表
6月13日(木)	・区HPに「元職員に係る裁判の判決について」を公表
6月20日(木)	・広報千代田(6月20日号)(一面で「官製談合防止法違反による区職員の懲戒処分について」を掲載)を発行
7月2日(火)	・第3回検討委員会開催
7月9日(火)	・第4回検討委員会開催
7月10日(水)	・「千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例」の議案を急務で提案した。区長の給料の額を2割、第一順位副区長の額を給料の額を1割、それぞれ1か月の間、減額する内容の条例案を提出し、可決された。
7月16日(火)	・区HPに「元区議会議員に係る裁判の判決について」を公表
7月17日(水)	・第5回検討委員会開催
7月18日(木)	・第3回有識者会議開催
7月23日(火)	・第6回検討委員会開催

3 職員アンケート調査結果

日常、議会や業者等と対応している管理職及び係長級(課長補佐級を含む)を対象に、事件発生に至る背景や組織の現状を把握し、今後の再発防止対策の検討に活かすため、以下のとおりアンケート調査を実施した。

- ・調査期間:2024(令和6)年2月19日(月) ~ 2月29日(木)
- ・調査対象者:323名
 - 管理職職員 74名(部長級 22名、課長級 52名)
 - 課長補佐級職員 72名
 - 係長級職員 177名
- ・調査方法:記名式

- ・回 答 率:95.4%(回答者数 308名)
 - 管理職職員 100%(回答者数 全員)
 - 課長補佐級職員 95.8%(回答者数 69名)
 - 係長級職員 93.2%(回答者数 165名)

アンケート結果の概要は以下のとおりである。

(1) 事件に関する認識について

- ・事件における契約に関する秘密情報の漏えいの原因について、「議員と職員の関わりの問題」とした回答が257名で一番多かった。
- ・そのほか、「業者・業界団体と職員の関わりの問題」(192名)、「議員・職員個人の資質の問題」(191名)、「コンプライアンス、職員倫理の問題」(181名)などが上位を占めた。

(2) 契約に関する認識について

- ・業者決定前に、業者数や業者名、予定価格、最低制限価格に関する情報を外部に漏らすことは、法令違反であることや懲戒処分の対象となっていることについての認知度について、業者数の情報のみ「知らなかった」との回答が2名あった。
- ・「契約に関する情報が業者決定前に外部に漏れていると感じた、または噂として聞いたことがある」との回答が13名あった。

(3) 上司等との関わりについて(過去5年以内のもの)

- ・上司等(直属の上司や他部署に異動した元上司、同僚(いずれも退職者含む。)、以下同じ。)からの契約に関する情報提供依頼や要請の有無について、4名が「ある」と回答した。
- ・上司等から契約以外の秘密情報に関する提供依頼や要請の有無について、3名が「ある」と回答した。
- ・上司等から、法令への抵触が懸念される指示や要求の有無について、9名が「ある」と回答した。
- ・上司等からのいやがらせやハラスメントの有無について、77名が「ある」と回答した。

(4) 議員や議会との関わりについて(過去5年以内のもの)

- ・議員や元議員からの契約に関する情報提供依頼の有無について、3名が「ある」と回答した。
- ・議員や元議員から契約以外の秘密情報(契約に関する情報を除く。)に関する提供依頼や要請の有無について、9名が「ある」と回答した。
- ・議員や元議員から法令に抵触が懸念される要求の有無について、9名が「ある」と回答した。
- ・議員や元議員からのいやがらせやハラスメントの有無について、24名が「ある」と回答した。
- ・議員や元議員と、業務外での付き合いをしたことの有無について、49名が「ある」と回答した。

(5) 業者・業界団体との関わりについて(過去5年以内のもの)

- ・業者・業界団体からの契約に関する情報提供依頼の有無について、6名が「ある」と回答した。
- ・業者・業界団体と、業務外での付き合いをしたことの有無について、4名が「ある」と回答した。

(6) コンプライアンス、職員倫理について

- ・コンプライアンスや職員倫理等にかかる諸規程(千代田区職員服務規程、千代田区職員の倫理に係る規程、千代田区職員懲戒処分に関する指針、千代田区職員等公益通報条例、千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱)の認知度について、把握状況は高くない。

(7) 再発防止対策について

- ・今回の事件を受けた再発防止対策に関して、「議員との対応基準の作成」(239名)、「職員が相談しやすい仕組みの構築」(158名)、「コンプライアンス・職員倫理研修、不当要求等対応研修の充実」(152名)、「議員や業者等からの要望・申し出等の記録公開制度」(152名)などが多い。
- ・コンプライアンス・職員倫理研修の実施頻度については、「3年に1回」が95人で、次いで「隔年」が86名、「毎年」が66名と続いている。また、管理職級では、「毎年」が32名と最も多い。
- ・コンプライアンス・職員倫理研修の改善点については、コンプライアンス違反、職員

倫理違反に関して多くの事例を取り上げてほしいとの要望が多数を占めた。

(8) 主な意見要旨(自由意見等)

- ・議員と職員、議会と執行機関の付き合い方の問題
- ・外部機関へ相談できる体制以外に、平時から外部のメンター等と面談する仕組みがほしい。
- ・アンケート調査は被疑者全員が逮捕されたタイミングで行うべき。議会運営を円滑にしたい区幹部職員と議員の「立場」から起きた事件と考える。職員の離職が相次いでいることと無関係ではないと考える。区政と区議会の関係悪化が職員負担の重荷になっている。職員のフォローが必要。組織風土の改善や区と区民の関係の改善にこそ、焦点をあてるべきと考える。
- ・若手職員の未来のためにも、議員との対応の仕方が明確になる環境や基準、方針を構築してほしい。
- ・幹部は議会对策上、議員の要望があれば、ある程度受けざるを得ないストレスがある。悪しき慣習を改め、議員も職員も区民のために良い関係性を築けるようになれば良い。若手職員が減ったり、管理職にならない理由の一端は議員側にあることを自覚してほしい。
- ・管理職と議員との特殊な関係のもとで発生した事案。議員の相談内容も公開すべき。
- ・基本は上司への相談だと思うが、公益通報することを周知することも重要だと考える。
- ・議員と管理職の付き合い方について、一定のルールを作り周知してほしい。一般職員にとって、議会对応・議員対応は不安であり、大変という認識があるため、今後の組織のために有益だと思う。
- ・議員の口利きはすべて公開すべき。
- ・議員の中に執務室内に無断で入ってくる者がいる。全庁的なルールを策定し議員に周知するなど対応が必要。
- ・区政として危機的状況だが、悪しき慣習を是正するチャンスでもある。職員、議員双方が、働きやすい環境になることを願う。
- ・若い職員に「この組織に未来はないな」と思わせてしまったのではないかと、若年層の退職者が増えるきっかけになるのではないかと懸念している。若い世代の意見も聞いて、不安や懸念を取り除く取り組み(ケア)も進めるべき。
- ・膿を出し切ることが重要。そのため、区としても聞き取り調査をしていくことが必

要だと考える。

- ・職員は上司に聞かれた場合、職務上のことは疑いなく答えるものと思われる。人間関係に不安を感じ、どのように対応すればよいか悩む職員が多くなる可能性。
- ・職員の資質による部分もあると思うが、議員側の意識の問題が主要因ではないかと考える。条例化ぐらいの方策がないと効果は薄い。

4 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査体制

- ・ 野々上 尚 弁護士
- ・ 中村 芳生 弁護士

(2) ヒアリング調査期間

2024(令和6)年1月29日(月)～6月7日(金)

(3) ヒアリング調査実施方法

区が実施した職員に対するアンケートは、係長以上を対象に記名式で実施したことから、区からアンケート集計結果の提供を受けた上、アンケート回答者の中から有為と思われる職員や契約などの実務担当者、その他本件事件の関係者に対して、ヒアリング調査を実施した。

(4) ヒアリング調査結果(概要)

- ・ 起訴・書類送致の対象となった元職員らは、起訴・書類送致の対象となった行為を認めた。なお、元職員らについて、秘密情報の教示に対して、財産的利益の見返りを受けたことは認められなかった。
- ・ また、事件当時の副区長の関与については、2018(平成30)年2月に千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱を新たに定めたばかりで、同制度に関する運用上の課題を広く執行機関側で受け止める必要があった時期であり、元職員Bが証言する当時の副区長とのやり取りのみをもって秘密情報の漏えい指示と評価するには難点がある上、その後の元職員Bらによる漏えいの過程に当時の副区長が具体的に関与したと認めうる事実は確認できず、監督上の責任の有無はともかく、秘密情報の漏えいに関与したとまでは認められないと判断した。

- ・ 2020(令和2)年度以前において、入札・契約に関する秘密情報の漏えいの有無を調査したところ、具体的に特定するまでには至らなかった。
- ・ 他方、2021(令和3)年度において、契約課を所管する政策経営部の部長であった元職員 F が、元区議から直接尋ねられて、特定の施設請負工事について、入札参加業者名を教示した事実を確認した。
- ・ ヒアリングをした者の中には、「上司から、『区議会議員から契約に関わる情報を尋ねられている』と聞いた。他区事例を調べ、回答はすべきでないと答えた。」とする者がおり、内容が具体的で実情の一端を示すものと思料する。
- ・ その他の者の中にも、「同じ業者が落札を繰り返している」等、情報漏えいの不審を述べる者がいたが、漏えいそのものに接したとする者はいなかった。
- ・ 元職員 B は、元区議 A に、自分を教育長に推してもらいたいというメールを送るなど、議員が区の幹部職員の人事について影響力を及ぼしているという認識を持っていた。
- ・ 「議会との接点である幹部職員の負担が重かった。」「区政推進のため、議会との良好・健全な関係を築くことが責務と思っていた。」「議会と区役所の関係はひどかった。」「この関係をなんとかしたいという思いがあった。」など、幹部職員が議会对応に苦慮していたことが伺えた。
- ・ また、区民の代表である議員に対しては原則要望に沿った対応をしなければならないという思いが職員にしみついでいて、議員の職員に対する優位的な関係が生まれやすく、結果として議員からの不当な要求に対して職員が毅然とした対応をすることが難しくなっている。
- ・ 議会对応にあたる幹部職員として、円満な議会对応あるいは議事の円滑な終了に腐心するあまり、議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないとの心理や、区民の代表である議員の要求には原則応えなければならないという心理が、幹部職員間に少なからず存在することが確認された。

5 現状の取り組みと課題

今回明らかとなった事実関係やアンケート調査結果、ヒアリング調査結果等を踏まえると、議員との良好な関係を構築し円滑な議会運営に貢献したいという職員の強い思いや、区民代表としての議員への過度な意識により、適切な判断を誤らせ、非違行為につながった可能性は高い。

こうした背景により、職員と議員の間に不適切な関係性が生まれ、組織風土と化して

いる状況は否定できず、議員との関わり方が課題と考えられる。

また、職員が公務員としての責務を再確認し、不正行為のリスクを抑止・排除する意識の醸成を図ることも不可欠であり、職員倫理についても重要である。

さらに、これまでも不正行為を防止するため、様々な制度等を設けて措置を講じてきたにも関わらず、未然防止の機能を十分に発揮できなかったことから、契約制度等についても見直し・強化を図る必要がある。

(1) 課題整理

ア 議員や利害関係者との関わり方に関すること

- ・ 議員や業者・業界団体などの利害関係者との対応は、先輩管理職や上司等からアドバイスを受けて対処しているが、複数人で対応していない、やり取りを記録していない、手交資料が管理されていないなど、不正発生リスクを孕んだ環境であった。
- ・ 区民等から職員に対する働きかけや要望、要求等については、記録して上司に報告する規程はあるが、不正抑制機能が十分果たされていなかったと考えられる。
- ・ 関係者以外の者が執務室内に立ち入ることを禁じていないため、執務室内に自由に出入りすることが可能であった。
- ・ 購読の意思があまりないにも関わらず、議員との業務上の対応に影響を及ぼす恐れがあると懸念して、機関誌の契約をキャンセルできない状況がある。

①〈再発防止策の方向性①〉 議員等との関わり方の見直し

イ 職員倫理に関すること

- ・ 今回の事件の関与した元職員らは、部課長、係長といった管理職・中堅職員である。職員の率先垂範となるべき立場でありながら、結果として秘密情報を漏らしてしまったことは、綱紀保持に対する自覚が不十分で、談合等の不正行為への関与の重大性に対する認識が希薄であったと言わざるを得ない。
- ・ 職員のコンプライアンスに関する意識を高め、区民等の信頼関係を構築するため、2012(平成24)年3月に策定した「千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン」には、官製談合防止に係る記載がほとんどない。
- ・ 職員を対象に、「公務員倫理」、「コンプライアンス」、「情報セキュリティ」等の研修を実施しているが、官製談合防止を内容に含む研修は、「契約実務研修

(中級)」、係長昇任時研修の一部にとどまっている。

- ・ 地方公務員法において禁止されている事項に加え、区の条例や規則、要綱等に基づく服務制度(例:千代田区職員の倫理に係る規程等)等については、さらなる周知を図る必要がある。
- ・ 上司や部下との間や職員同士で、コンプライアンス上の懸念について率直に意見交換できる健全な職場環境が構築できていない。
- ・ 公益通報制度は整備されていたものの活用された例は多いとはいえ、その役割を十分に発揮できていない。

☞〈再発防止策の方向性②〉 職員倫理の向上

ウ 契約制度に関すること

- ・ 本区においては、2018(平成 30)年以降、業者が専門性を発揮し、工事の品質及び適正な履行の確保を図ることを目的として、工事入札の参加資格に「優先業種」登録を要件としていたが、優先業種登録は業者が受注を希望する業種を自ら登録できる制度で、登録にあたって資格審査等はない。このため、専門性を高めるという当初目的から外れ、登録業種を複数持つ業者を排除して競争性を狭め、「千代田区災害対策管工事協力会」の情報交換が容易になるよう制度が利用されていた。
- ・ 2011(平成23)年 12 月まで、予定価格1億5,000万円以上の工事については、最低制限価格を事前公表としていたが、入札価格が最低制限価格と同額となり、くじで落札者を決定する案件が頻発したため、2012(平成24)年 1 月から事前・事後とも非公表としてきた。国の「適正化指針」において最低制限価格は事後公表が推奨されていることからすると、透明性に欠ける面があった。
- ・ 2016(平成 28)年度から試行を経て実施した総合評価方式では、地域・社会貢献等評価点の評価項目に「区と災害協定を締結し、又は区と災害協定を締結している団体の構成員である」として、評価点 1 点が付与される仕組みがある。これは、災害時に、地域業者へ生活基盤を支えるインフラ復旧への協力を促すもので、他の地方公共団体等においても広く導入されている。「千代田区災害対策管工事協力会」は当該評価対象の団体とされてきたが、団体加入は災害協力に不可欠ではなく、むしろ情報交換を行いやすくなり今回の事件の温床になった可能性がある。
- ・ 2004(平成16)年に設置された「入札監視委員会」では、恣意的要素の排除

と客観性の確保を目的に、委員持ち回りで審議案件の選定を依頼している。入札監視委員会は談合等に係る調査自体を行う専門組織ではなく、かつ強制捜査権も持たないため、その調査には限界があるものの、今回の事態を受け、一層適切な運営に努める必要がある。

- ・ 契約課職員の入札・契約に係る綱紀保持については、伝達、口頭注意にとどまっており、契約課職員の綱紀保持について、配属時の意識づけが弱い。
- ・ 業者等との癒着防止のため、契約係職員の担当業務は1年で交替させている中、契約件数の急増や契約内容の複雑化による職員の事務負担が増加しており、職員個人の資質や能力に依存している状況である。

③〈再発防止策の方向性③〉 適正な契約制度等の構築

6 今後の対応策

前記の職員アンケート調査結果やヒアリング調査結果、現状の取り組みと課題を踏まえ、以下のとおり再発防止策を実施していく。

(1) 再発防止策① 議員等との関わり方の見直し

ア 議員等との対応に関する職員の行動基準の策定

議員等との対応に関する職員の行動基準を策定し、研修等を通じて周知徹底を図っていく。

【行動基準の概要】

複数職員での対応	複数職員での対応を厳守し、緊急時等でやむを得ず単独で対応する場合には、事後(対応記録等)報告を徹底する。
私物の携帯電話、スマートフォン等の業務使用の禁止	公務では、貸与された業務用スマートフォンで対応し、私物の携帯電話、スマートフォンは使用しないよう徹底する。
対応記録の徹底	過度な要望・申し出の抑止とともに職員が対応に悩んだ際の参考情報の蓄積が図られるよう、議員等のほか、業者等利害関係者や区民との対応内容を記録する。記録は上司等に回付するほか、集約して定期的に区ホームページで公表する。

執務室入室基準の策定	議員等を含む部外者による立ち入りを禁止するなど、庁舎内の執務室への入室基準を策定・周知することにより、入室許可の運用の厳格化を図る。 また、今後庁舎のレイアウトを変更する際には、部外者による立ち入りを管理しやすい施設整備となるよう検討する。
------------	---

イ ハラスメント相談体制の強化

職員アンケートにおいて、「上司や議員から、いやがらせやハラスメントを受けた」と感じる職員が一定数あったことを踏まえ、後述の公務員倫理研修等の場も活用し、相談体制の一層の周知を図る。

また、他の自治体では相談先を外部に設けている例もあることから、より職員が相談しやすい体制についても検討を進めていく。

(2) 再発防止策② 職員倫理の向上

ア 研修等による再発防止策

今回の事件においては、議員から依頼を受けた職員が当事者となり、契約関係の情報漏洩が行われた。従来の研修計画に基づいて実施してきた研修を見直すとともに、官製談合防止に特化した研修もあわせて実施する。

実施にあたっては、職員の気づきや学びにつながるよう、事例の活用や知識の提供方法、定着確認の方法に留意する。

(ア) 公務員倫理研修の改善

現在の公務員倫理研修は、全職員が定期的に知識の再確認を行えるよう、職層に関わらず一律の内容で実施してきた。今回の事件を受けて、管理職や管理職昇任予定者を対象とした公務員倫理研修を新設し、定期的、継続的に注意喚起を行う。

(イ) 官製談合防止に関する研修の実施

報告書をもとに、管理職に対し、公正取引委員会講師による官製談合防止法の解説や事例共有を含む研修を実施する。

あわせて、非違行為に対する職員全体の意識向上を図るため、管理職以外の職員に対しても、今回の事件を踏まえた悉皆研修を実施する。

(ウ) 各職場における研修・取組み

現在実施している自己申告面談の場を活用し、「職員倫理の向上」や「風通しの良い職場環境づくり」を推進する。

後述の改訂版コンプライアンス・ガイドラインに基づき、期初の人事評価面談時に、評価者から被評価者へそれぞれ説明し、各職員が自発的に内容を把握するよう促すとともに、「風通しの良い職場づくり」を目指して職場環境づくりを進めていることを各職員に伝える。期末面談時には、期初面談で説明した内容に関するチェックリストを活用した確認を行う。

(I)全庁 LAN 端末を活用したリマインド

職員倫理の基本的事項の確認を促すメッセージ画面をパソコン上に表示させる等デジタルツールを活用し、改めて職員に公務員倫理を浸透させる。

イ コンプライアンス・ガイドラインの改訂および周知

コンプライアンス・ガイドラインの内容を、今回の非違行為を踏まえた内容に改訂し、議員等や利害関係者などから金品を受贈した場合、議員等や利害関係者などから入札情報などの不正な情報提供要求があった場合などへの対応、「職員等公益通報制度」の活用について明示する。

また、ガイドラインを活用し、新体制での業務が始まる年度当初や研修の予定がない時期などに周知の徹底を図る。

ウ 多面的評価(フィードバック)の実施

「風通しの良い職場環境づくり」を推進するとともに、管理職の職員のマネジメント能力向上を図るため、管理職の職員の職務遂行能力に関して、上司だけでなく、部下職員がフィードバックをし、当該管理職の職員にマネジメント上の気付きを与える多面的評価(フィードバック)を実施する。

エ 「職員等公益通報制度」の有効活用に向けた制度の充実、周知の徹底

「職員等公益通報制度」について、制度の理解促進を図るため、行政監察員による講話(研修)の開催などを行う。

また、職員のほか、区の事業にかかわる受託事業者、PFI 運営・管理会社、民間施設運営者等に対する違法・不当な働きかけ・過剰な要求等に対して相談することができる内部の窓口(法務担当課長)を新たに設置し、通報者の意思に反し氏名等を漏らすことはないこと(秘密厳守)や通報したことによりいかなる不利益な取り扱いも受けないことなどについて周知を図る。

さらに、談合等不正行為を未然に防止する観点から、同制度の内容や通報窓口などについて、研修の機会等を活用して、改めて周知・徹底を図っていく。

オ 談合等不正行為防止強化月間の設置

毎年1月、入札談合防止に係る強化月間を設け、全庁的に基本事項の周知、各職場での事務点検、職員に対して相談や通報を促すメッセージの発信などを行う。

カ 事務執行説明会における周知徹底

毎年4月に開催される事務執行説明会において、職員に対し、官製談合等不正行為防止に向けた注意喚起を行う。

キ 適正な情報の取扱いの徹底

パソコン画面へののぞき見防止シートの貼付、離席時のロック画面の徹底、書類等を机上に放置しないなど、情報の秘密保持を厳守し、適正な情報取扱いについて職員間で共通認識を確保する。

また、書類の施錠管理はもとより、電子ファイルの保存場所にアクセス可能な職員の限定やパスワードの設定、フォルダ内の保管電子文書ファイルの定期的な点検等、情報の保管や管理方法の強化を図る。

ク 職員間の緊密なコミュニケーションの確保

上司は、職員への日常の声掛けや面談等を通じて、双方向の緊密なコミュニケーションを確保し、不正行為の未然防止に努めていく。

また、職員間のコミュニケーションの確保にも努め、職員が他の職員の不正につながりかねない疑わしい行為等を発見した場合は、速やかに相談できる職場環境を構築する。

ケ 懲戒処分の実施等

今回の事件に関与した職員に厳正に懲戒処分を実施し、これを公表・周知する。このことによって、違法な行為等を行ったときは相応の責任を負わなければならないこと、帰属する組織の信用失墜につながるということについて全職員に認識させ、抑止力とする。

また、現行の本区の「懲戒処分の指針」上には「入札談合等に関与する行為」に関する標準的な量定を定めていないため、これを新たに追加し、内部の連絡会議、各種研修等で広く周知する。

(3) 再発防止策③ 適正な契約制度等の構築

ア 建設工事等競争入札参加資格要件の見直し

公平で公正な競争を推進するため、「千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱」を早急に廃止し、広く入札参加者を募り、市場の競争原理を最大限発揮させる仕組みとする。

イ 最低制限価格の事後公表

入札・契約の透明性を高めるため、「適正化指針」に沿って最低制限価格についても事後公表を行うこととし、最低制限価格の設定の仕方についても見直しを行う。

ウ 総合評価方式における地域貢献項目の見直し

総合評価方式を当面休止し、総合評価の活用範囲や災害協定を含めた地域・社会貢献の評価等について見直しを行う。

エ 「入札監視委員会」の機能的運用

これまで、制限付き一般競争入札や指名競争入札など、契約課が取り扱う工事及びその他の契約全件について、半年ごとに委員が抽出を行い審議してきたが、より活発な審議に資するよう提出資料を見直し、入札・契約手続に関して改善すべき点があると認められた場合は積極的に区長に意見具申を行う運営の実現を図る。

オ 入札情報の適正な取り扱いの徹底

「(仮称)発注者綱紀保持指針」を定め、入札情報の適正な取り扱いについて明記し、課内研修を行うことで入札参加者数や入札参加業者名、最低制限価格等の入札情報の管理を徹底する。また、契約係職員の事務分担は発注部ごととなっているが、担当部を原則1年交替として業者等との癒着を防止するとともに、契約事務について職員が互いに相談・確認しあえる職場環境を整備する。

所管課に対しても、発注者としての綱紀保持を通知し研修等を行うことで、入札・契約に係る情報の適正な取り扱いを徹底する。

カ 入札参加資格指名停止措置の厳格化

区の入札参加資格を有する者に対する指名停止措置要件に、「厳格に管理すべき情報を入手したとき」を加え、業者からの入札参加者数や最低制限価格等を知ろうとする不正な働きかけを抑止する。また、区発注案件に対し、契約に係る

不正行為があった場合は、時効によらず指名停止を適用できる旨を明記し、措置要件の厳格化を図る。

キ 談合情報取扱要綱の改正

現在の区の要綱では、談合情報を受けたときに、当該入札に参加しようとする業者のうち行政管理担当部長が必要と認めた者から事情聴取を実施することとなっているが、事情聴取を行うことで業者が談合の証拠を消してしまう恐れのあることが分かった。そのため、事情聴取より公正取引委員会への通報を優先するよう改める。また、警察からの要望を受け、通報先に警察を追加する。

7 その他

(1) 検討委員会の設置

① 設置の経緯

千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕されたことを受け、当該行為の原因を究明するとともに同様の行為の再発防止を目指し、課題の抽出と具体的な対策を検討するため、2024(令和6)年1月29日に「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置した。

② 検討事項

- ・ 契約制度に関すること
- ・ 職員倫理に関すること
- ・ 職員と、議員や上司、業者等利害関係者との関わり方に関すること

の三つの視点から、現状と課題、解決策の方向性などの検討を行い、具体的な防止策を策定した。

③ 検討委員会の構成

検討委員会は本区の特別職と管理職の合計9名で構成されている。

(2024(令和6)年7月時点)

区分	氏名	職名
委員長	坂田 融朗	副区長
副委員長	小林 聡史	副区長
副委員長	堀米 孝尚	教育長
委員	村木 久人	政策経営部長
委員	中田 治子	政策経営部行政管理担当部長
委員	佐藤 久恵	政策経営部総務課長
委員	佐藤 久美子	政策経営部法務担当課長
委員	神河 洋行	政策経営部人事課長
委員	武笠 真由美	政策経営部契約課長

④検討委員会の開催状況

2024(令和6)年 2月7日(水)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第1回)
4月18日(木)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第2回)
7月2日(火)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第3回)
7月9日(火)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第4回)
7月17日(水)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第5回)
7月23日(火)	・千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止 対策検討委員会(第6回)

(2) 有識者意見の要旨

本事件は、事業者から依頼を受けた元区議会議員が、元職員から区発注業務に関する入札関連情報を聞き出し、複数回にわたり事業者に伝えたものである。元区職員は情報提供にあたって、庁内で同僚や部下職員から情報を入手していた。

公判を経て、元職員には官製談合防止法違反として、懲役1年6月(執行猶予3年)の刑が確定した。

地方公共団体における契約の多くは公金の支出を伴うことから、行政の中で最も公正性、公平性が求められる業務である。その契約において不正が発生し、元職員をはじめ、複数の職員が本事件に関与したことは誠に遺憾であり、区民をはじめ、社会に与えた影響は大きい。

本事件の要因としては、まず、談合等の不正行為への関与について、幹部職員側に事の重大性に関する認識が希薄であったこと、組織のガバナンスの脆弱性及び区議会議員との関係を規律するルールが曖昧であること等があげられる。

管理職の中に、円滑な議会对応に腐心するあまり、議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないという心理が働き、これが事件を助長した一つであると言えるのではないか。また、中には議員に対して忠実に求めに応じることばかりに注力する者もあり、これが議員の職員に対する優位的な関係を生み毅然とした対応を難しくさせている。加えて、議員との対応については、管理職個人の判断に任されており、当区組織の規模の小ささも相まって、職員と議員との距離が極めて近い関係となっている。これはもとより利点でもあるが、本件を見ると、元職員においても、元議員とのやり取りを重ねながら、不適切な関係が発展していったとの印象がある。緊密な関係は、自身の人事上の取り計らいを議員に嘆願したり、本事件の発覚について、別の議会関係者に相談をしたりする本人の行動からも窺える。

再発防止策を実効性あるものにしていくには、まず、職員がその内容を十分に理解し、常に念頭に置きながら継続して行動していく、地道な取り組みが鍵となる。特に、管理職は今回の事件を重く受け止め、一人ひとりが高い倫理観を持ち、職務に取り組むことがなによりも求められる。とは言え、職員の倫理意識だけでは再発防止を図ることは困難である。環境面での対策として、非違行為を行えないようなシステムを構築するなど、適宜、職員の意識だけによらない対策に見直していく必要がある。

職員は、議員との関係において、区民の代表である区議会議員の要望や提言につ

いて、真摯に受け止める必要はあるが、それが、法令に反する場合や制度上対応できない場合などの不正な働きかけには毅然とした対応をとらなければならないことを決して忘れてはならない。

一方、議員も、その地位や権能等を踏まえた上で、区政運営の両輪として、行政との関係性を保持していくことが重要と考えられる。区が実施した職員アンケートでは、職員側の認識として、議員からのハラスメントや圧力等を訴える意見が多数寄せられている。議員側においても、それらの声に耳を傾け議会として再発防止策を講じていくことが求められていると考えられる。

事件の再発防止に向けて、職員と議員の双方から、このような事件が二度と発生しないよう、高い倫理意識をもち、それぞれの立場から再発防止策を実行し、そして、互いの立場を尊重し合い区政運営にあたることを強く要望する。

10 おわりに

今回の事件は、当時区議会議員からの入札に係る情報提供に関する不正な働きかけに対して、職員側が強い倫理感を持って対応できなかったこと、またこうした不正な働きかけに対する防止策・対応策が不十分であったこと等に要因がある。

たとえ議員からの働きかけや職場内で指揮命令系統の関係があったとしても、全体の奉仕者であるべき職員が官製談合事件に関与したことは、公務の公平性を著しく損なわせ、区民の信用を失墜させるものであり、猛省しなければならない。

今回、議員から職員への不正な働きかけそのものを重要な留意点と捉え、議員や利害関係者からの働きかけに対する防止策や関わり方の対応策も講じた。これは、個々の職員による非違行為の背景には、議員と職員との関係性が介在している可能性が否めないためである。

議員からの不正な働きかけに職員が応じる根本要因の1つとしては、職員には議員との良好な関係を構築し、円滑な議会運営に貢献したいとの思いや区民代表としての議員を尊重し、その立場を過度に意識したことが考えられる。実際に、アンケート結果、ヒアリング調査結果等を通じて、議員から職員へのハラスメント行為や議員による職員処遇の介入の可能性等が浮き彫りとなった。特に、有識者意見では、議員と職員との過度に緊密な人間関係の存在が指摘され、こうした関係性が組織風土と化していることは否定できないとの指摘を受けている。

今般、区として、「議員等との関わり方の見直し」、「職員倫理の向上」、「適正な契約制度等の構築」の3つの点から再発防止策を取りまとめた。今後、同様の事件が発生することがないように、執行部と区議会がともに再発防止に向けて継続的に取り組むことが重要である。

さらに、今回の事件を契機に、職員の組織風土改革にも着手する。

今回の事件を受けて失墜した区民の信頼回復に取り組む再発防止策に加え、区民のより一層の信頼構築を目指し、新しい組織風土を築く改革として、組織との繋がりやの深化や職員間のコミュニケーションの活性化等を通じ、区民サービスの向上に資する組織変革に取り組んでいく。

千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書

令和 6 年7月

千代田区入札不正行為に係る調査及び再発防止対策検討委員会
